

「中小企業の会計」小委員会の設置（案）

平成 17 年 4 月

1. 「中小企業の会計に関する指針」の策定の手続

3 月 22 日 検討委員会の設置

5 月? 「中小企業の会計に関する指針（案）」についての一般からの意見
募集（約 1 ヶ月間）

6 月? 「中小企業の会計に関する指針」公表
新会社法公布後、必要な見直し

2. 企業制度部会の検討事項

(1) 「中小企業の会計」を「中小企業の会計に関する指針」に引き継ぐ際に留意すべき事項は何か（本日議論する企業結合に関する点を含む）

(2) 「中小企業の会計に関する指針」は「中小企業の会計」を引き継ぐものとして適当か。

3. 小委員会の設置

上記の検討事項の具体的検討のため、企業制度部会の下に、会社制度、会計、税制の専門家をメンバーとする「中小企業の会計」小委員会を設置する。小委員会は、「中小企業の会計に関する指針」検討委員会とも連携して検討を行う。